

町民の声内容（5月16日）

若桜鉄道沿線イベント委託業務募集要領について

募集要領に「委託事業を決定した後でも、事業実施に不適合と判断した場合は、決定を取り消す場合もあります。」とありますが、①事業選考会のメンバーはどの事業執行責任者が任命するのでしょうか。②不適合と判断して決定を取り消すのは誰でしょうか。③事業選考会が審議し、決定したものを取り消すのは、「私の意にそぐわない。気に入らない」ということでしょうか。誰かに事前に根回しをする必要があるのでしょうか。④選考会は税金の無駄遣いで、最初から決定を取り消す権限者が委託事業者を決定したらいいのではないのでしょうか。選考会形式をもって決定したように見せかけて、取り消し権限者の顔色を見なければならぬシステムではないのでしょうか。